

うなぎの稚魚（シラスウナギ）を採捕・販売・流通する方対象

6月1日から水産流通適正化制度の届出が開始されます

違法に採捕されたうなぎ稚魚（13cm以下）の流通を防ぐため、令和7年12月1日から、採捕事業者・取扱事業者間での漁獲番号等の伝達、取引記録の作成・保存及び輸出入時の証明書添付などが義務付けられます。

シラスウナギを採捕・販売・流通している方は、都道府県等に対して必ず届出を行い、令和7年12月までに届出番号又は事業者番号を取得してください。

罰則：採捕事業者及び取扱事業者が届出をしないで特定第一種水産動植物等の譲渡し等を行った場合は直罰規定で50万円以下の罰金となります。

1 手続きの流れ

- (1) 採捕事業者、取扱事業者の届出 ⇒ 令和7年6月から届出開始
- (2) 届出番号（採捕事業者）又は事業者番号（取扱事業者）の通知
- (3) 各取引において漁獲番号等を伝達（16桁）⇒ 令和7年12月1日から義務付け

漁獲番号(16桁)⇒ 届出番号(7桁) + 取引年月日(6桁) + ロットごとの任意数字(3桁)

2 届出が必要な方

対象者	必要な届出
採捕者	採捕事業者の届出
一次問屋、二次問屋（輸入業者、人工種苗生産者） 養鰻業者（全長13cm以下のうなぎ稚魚を譲り渡す場合のみ）、輸出業者	取扱事業者の届出

3 届出の方法

- (1) 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）によるオンライン届出
- (2) 書面による届出 ⇒ 様式は千葉県農林水産部水産局漁業資源課のHPに掲載

4 届出場所・問合せ先

農林水産部水産局漁業資源課資源管理班
千葉市中央区市場町1-1 18階
TEL:043-223-3037

〈対象地域〉

千葉市・市川市・船橋市・木更津市・松戸市・野田市・
成田市・佐倉市・習志野市・柏市・市原市・流山市・
八千代市・我孫子市・鎌ヶ谷市・君津市・富津市（大佐和以南を除く）・浦安市・四街道市・袖ヶ浦市・八街市・
印西市・白井市・富里市・酒々井町・栄町

館山水産事務所漁業調整指導課
館山市北条402-1 安房合同庁舎3階
TEL:0470-22-5761

〈対象地域〉

館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町・
富津市（大佐和以南）

銚子水産事務所漁業調整指導課
銚子市川口町2-6385-439
TEL:0479-22-8397

〈対象地域〉

銚子市・東金市・旭市・匝瑳市・香取市・山武市・
大網白里市・神崎町・多古町・東庄町・九十九里町・
芝山町・横芝光町

勝浦水産事務所漁業調整指導課
勝浦市墨名815-12
TEL:0470-73-0108

〈対象地域〉

茂原市・勝浦市・いすみ市・一宮町・睦沢町・長生村・
白子町・長柄町・長南町・大多喜町・御宿町

事業所等を有する場合は、本社が所在する地域で届け出てください。
事業所等を他県にも有する場合は水産庁栽培養殖課への届出となります。
【水産庁栽培養殖課 TEL 03-3502-8489（内線：6825）】

制度の詳細については、水産庁HPをご覧ください。★『水産庁 水産流通適正化法』で検索★